監査品質に関する報告書 2026

（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

監査法人ナカチ

1.　監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

(1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ

（経営方針及び監査品質向上に向けた取組について）

【経営理念】

「企業倫理にかなう信頼と協業は大きな力を生む」

これは当法人の創業者である中地宏の創業理念であり、今日まで当法人の経営理念として受け継がれております。

これを少し噛み砕いて説明すると、「企業も私たち監査人も互いに、会計監査の真の重要性を認識し、その信頼関係をベースに、企業からは必要十分かつ真実の情報が提供され、私たちも独立した第三者の職業専門家としての立場から、高い品質の監査業務を提供することで、企業のディスクロージャー、つまり社会的な説明責任が十分な要件を満たしていることが保証され、それが健全な経済成長への大きな力となる。」という考えです。

私たちはこの経営理念に内包されている、高い品質の監査業務を提供するため、次の３つを当法人の行動指針として定めて実行しております。

【行動指針】

- 三現主義を貫け

「三現主義」とは、自らの足で、現地におもむき、自らの目で現物を確かめ、自らの肌で感じ、考え、現実を把握しよう、ということです。

私たち監査人が目にするものの多くは、会計データを中心とした数値であり、言わば「机上でみえる情報」です。

机上でみえる情報のみでは、多彩な企業の実態を正確に把握することはできず、やはり「自らの五感で感じ、考える」ことを伴って、初めてそれが可能となり、重要事項を見逃さない高品質な監査業務を提供できると、私たちは考えております。

- 徹底的に議論を尽くせ

三現主義に基づき、自らが見聞きしたこと、考えたことが、正しいのか、どのような意味を持つのか、が解るためには、さらに監査チーム内やクライアントの経営幹部、監査役等と徹底的に議論することが必要です。

私たちは、地位や立場にしばられない自由闊達な議論により、企業実態や経営環境の正しい把握、監査リスクの識別と共有化が可能となり、更に深度あるコミュニケーションが可能となるといった、好循環が生まれると考えております。

- 自己研鑽に励め

プロフェッショナルであるためには、仕事場で過ごす以外の時間も自己研鑽に費やすことが必要です。

また、バランスの取れた、プロフェッショナルであるためには、専門領域以外にも、隣接する領域に幅を広げることが必要です。

私たちそれぞれの、将来のキャリアを意識した自己研鑽によって、監査現場に多面的な視点をもたらし、活発な議論がうながされ、それが、監査品質の向上に資すると考えております。

【当法人の実態に見合った組織的な品質管理態勢の構築】

高品質な監査業務を担保するための品質管理態勢ですが、数ある監査法人それぞれにおいて社員・専門職員の員数など、規模や態様が異なるため、品質管理態勢もそれぞれにおいて異なるものと考えております。

しかし、監査法人の規模の大小等に関わらず共通する点は、組織的な品質管理態勢を構築し、運用することであり、この点を踏まえ、私たちは、私たちの法人の実態に見合う品質管理態勢を整備し、運用しております。

より具体的には、当法人は小規模であり、管理に携わることができる員数が限られている反面、社員間のコミュニケーションが取りやすく、相互牽制が機能しやすいという特徴を有しておりますので、品質管理を組織的に実施していくためには、社員会や品質管理ミーティングといった組織体を実効的に機能させることが重要であると考え、運営上の様々なルールを定め実行しております。

（代表社員　髙村　俊行）

(2) 事務所概要

監査法人名　監査法人ナカチ
所在地　東京都中央区日本橋人形町２-７-１０エル人形町４階
代表者　代表社員　髙村　俊行
設立年月日　1997 年８月 27 日
パートナー／メンバー
パートナー　６名
その他の監査従事者
公認会計士　１４名
その他　１名
総計　２１名

2.　経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤

私たちは、監査の品質管理に関しては特に強く意識しており、それを組織的な態勢により維持・向上させていくために、次のような考え方で臨んでおります。

当法人は小規模であり、社員間のコミュニケーションが取りやすく相互牽制が機能しやすい組織であるという特徴を有しており、品質管理を組織的に有効かつ効率的に高めていくためには、社員会を実効的に機能させることが重要と考えております。

このため、社員会に上程される監査の品質管理にかかる決議事項や報告事項を細かく規定した上で、品質管理状況の十分な審議・検討が行えるよう必要な添付資料等を明確にするなど、社員会運営上の様々なルールを定め実行しております。

また、特に個々の監査業務における品質管理を法人一体として有効かつ効率的に高めていくためには、監査業務に携わる専門要員の品質管理にかかる意識も極めて重要であることから、全社員及び主たる専門職員（コア・メンバー）で構成された品質管理ミーティングを社員会の直属の組織として組成し、個々の監査業務において自己点検された重要事項のモニタリングや不備事項が検出された場合における根本原因の究明と改善策の策定等を実施しております。

さらに、個々の監査業務における品質管理に関しては、組織としての業務遂行能力を上げるため、継続的に助言者からの専門的な見解の活用を図っていくとともに、意見表明前の監査実施段階において、定期的な検証として実施される項目のうち重要と考えられる事項について、監査責任者又はコア・メンバーが自己点検を実施し、審査担当者がそれを監視した上で、適時に品質管理ミーティングでモニタリングを実施するという当法人独自の基本ルールを定め、遵守しております。

なお、各品質管理業務には各管理担当を設けておりますが、小規模な監査法人において、担当個人の能力や力量などの影響を排除し組織的な品質管理態勢を整えるためには、担当にとらわれない意見交換や協力をすることが極めて重要であると考えております。

（品質管理システムの整備及び運用）

当法人は、当法人が実施する品質管理基準報告書第１号の適用対象業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しております。

・当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
・当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

当法人は、品質管理システムの整備及び運用に当たり、当法人の性質及び状況並びに当法人が実施する業務の内容及び状況を考慮した上で、職業的専門家としての判断を行っております。

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針又は手続を整備し運用しております。

（品質管理に関する責任）

当法人は、以下の責任を法人内部で割り当てております。

・品質管理システムに関する最高責任

・品質管理システムの整備及び運用に関する責任
・独立性に係る要求事項の遵守、モニタリング及び改善プロセスといった品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任

また、監査品質の指標（AQI）として、業務の品質の管理に主として従事する公認会計士（品質管理システムに関する最高責任者）の品質管理活動時間及び監査業務を含む総時間に対する割合の目標値を定めております。

目標値は当法人の実態を踏まえ、品質管理活動時間を 800 時間、総時間に対する割合を50%としております。

2026 年 3 月期の実績値は、品質管理活動時間が 1,137 時間（前年度 950 時間)、総時間に対する割合が 70%（前年度 60%）であり、妥当な水準となっております。

（ガバナンス及びリーダーシップ）

当法人は、専門要員が共通に保持すべき職業的専門家としての倫理、価値観及び姿勢に重きを置いた経営理念、並びにその達成を支援するための行動指針を制定しております。

（職業倫理及び独立性）

当法人は倫理規則の要求事項を遵守し、職業倫理及び独立性に関する方針又は手続を定めております。これらの方針又は手続に基づき、職業倫理に関する規定の遵守を阻害する要因の識別、評価及び対処を行い、当該規定の違反を識別、伝達、評価及び報告し、また、当該違反の原因と結果に適時かつ適切に対応しております。

毎年 7 月に日本公認会計士協会による監査人の独立性チェックリストを使用し、監査実施者のすべて及び監査法人自体について、利益相反や独立性の遵守を確認しております。また、新規に採用する者については、採用時にチェックリストを使用して利益相反や独立性の遵守について確認しております。

当法人は、監査業務の依頼人に対して非監査証明業務の同時提供を禁止しております。また、監査業務の依頼人以外からの受嘱可能な非監査証明業務については、業務責任者が成果物に関して職業倫理に関する基本原則及び職業的専門家としての判断を行使したかどうかを確認することとしております。

（契約の新規の締結及び更新）

当法人では、監査契約の新規の締結及び既存の監査契約を更新するか否かを決定するにあたり、監査業務の質を合理的に確保するため、監査業務の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めております。

監査契約の新規の締結及び監査責任者と審査担当者の意見が相違する更新又は非更新については、関与先の誠実性、当法人の規模及び組織等を勘案し、社員会にて最終決定することとしております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めております。具体的には、不正リスクを考慮し、リスクの程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討し、社員会にて最終決定することとしております。

（監査事務所間の引継）

当法人は、監査事務所間の引継に関する方針又は手続を定めております。

後任の監査事務所に対して、財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報若しくは状況又は企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要な事項を伝達するとともに、後任の監査事務所から要請のあったそれらに関連する監査調書の閲覧に応じるための方針又は手続を定めております。

前任の監査事務所に対して、監査事務所の交代事由、財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要な事項について問い合わせるための方針又は手続を定めております。

（監査業務の実施）

個々の監査業務の品質管理に関しましては、当法人独自の行為規範を基本ルールとして定め、遵守するよう心掛け、指導しております。

監査業務遂行上、確固たる心証が得られない場合に、そこでとめることなく、三現主義の徹底、十分な議論、専門的な見解の問合せ、社員会での討議を通じ、納得するまで監査することを求めております。

監査責任者の指揮、監督及び査閲においては、補助者に対して、優先的に実施する手続を明示するとともに、監査調書の査閲時期を伝達し、監査責任者及びコア・メンバーによる適時・適切な査閲を実施しております。

監査上の重要事項に関しては、査閲の状況も含め、監査チーム内の別の監査責任者又はコア・メンバーが自己点検し、自己点検が適切に行われていることを審査担当者が監視することとしております。加えて、適時に開催される品質管理ミーティングにおいて、自己点検が適切に行われていることをモニタリングしております。

（専門的な見解の問合せ）

当法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況にある場合など専門的な見解の問合せが必須とされている事項、また、専門性が高く判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項や監査上の判断の相違が生じている事項など専門的な見解の問合せが推奨される事項をマニュアルに定めております。

また、専門的な見解の問合せが有効に実施されるように、助言者は分野ごとにその能力、適性について十分に勘案して選定しております。

（情報と伝達）

当法人は、監査チーム内及び監査チームとクライアントなど事務所内外それぞれの局面に応じた適切なコミュニケーションが重要と考え、マニュアルにしたがい円滑なコミュニケーションが図れる仕組みとしております。

（審査）

監査チームが行った判断を客観的に評価するために、審査が完了するまで監査意見を表明しないこととしております。

審査担当者は審査規程で定めた適格性要件を充たす者から選任しております。具体的には、クライアントとの独立性、知識、経験、能力等の観点から適格性があることを検討しております。

審査は、監査計画の立案及び変更、意見表明の各段階において行っております。さらに、監査上のリスクについて十分に検討できるよう、審査担当者が適時に監査チーム内におけるミーティングに参加できる体制とし、必要に応じて実施する期中の適時審査に対応しております。

監査上の重要事項については、意見審査前に監査責任者又はコア・メンバーの行った自己点検結果を審査担当者が監視することで、監査品質の向上を図るとともに意見審査の実効性を高めております。

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査担当者と監査責任者の間で意見が相違する場合等の個別案件において監査チームが重要な判断を行った場合には、社員会による審査を行う体制としております。

（不服と疑義の申立て）

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って監査業務が実施されなかったこと、又は当法人の方針若しくは手続が遵守されなかったことに関する不服と疑義の申立てを受領し、調査し、解決するための方針又は手続を品質管理規程に定めております。

（モニタリング及び改善プロセス）

監査業務の品質が当法人の品質管理システムで定められた水準に適切に保たれていることを確かめるため、品質管理システムに関する日常的監視及び完了した監査業務の定期的な検証の計画及び実施を管理しております。

当法人の状況変化に応じた品質目標の変更、品質リスクの識別と評価及び対応を図るため、社員会において継続して討議しております。

個々の監査業務における重要事項にかかる監査責任者又はコア・メンバーによる自己点検及び審査担当者による監視については、品質管理ミーティングでのモニタリングを実施しております。また、完了した監査業務の定期的な検証においては、品質管理ミーティング

でのモニタリングの対象となった自己点検項目以外の検証を実施しております。その結果、不備や改善すべき事項が発見された場合には、識別された不備の根本原因を調査、識別された不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価することにより、不備の重大性と広範性を評価して、不備を適切に改善するための対応を行っております。

（品質管理システムの評価）

当法人の品質管理システムに関する最高責任者は、毎年３月末日を基準日として品質管理システムを評価し、不備が生じている場合には、適時に是正する方針としております。評価結果は、社員会に報告され、監督・評価者の助言を受けることとしております。

2026年3月31日を評価基準日として当法人の品質管理システムの評価を実施した結果、品質管理システムに不備は識別されず、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しております。

(2) 組織・ガバナンス基盤

（組織図）

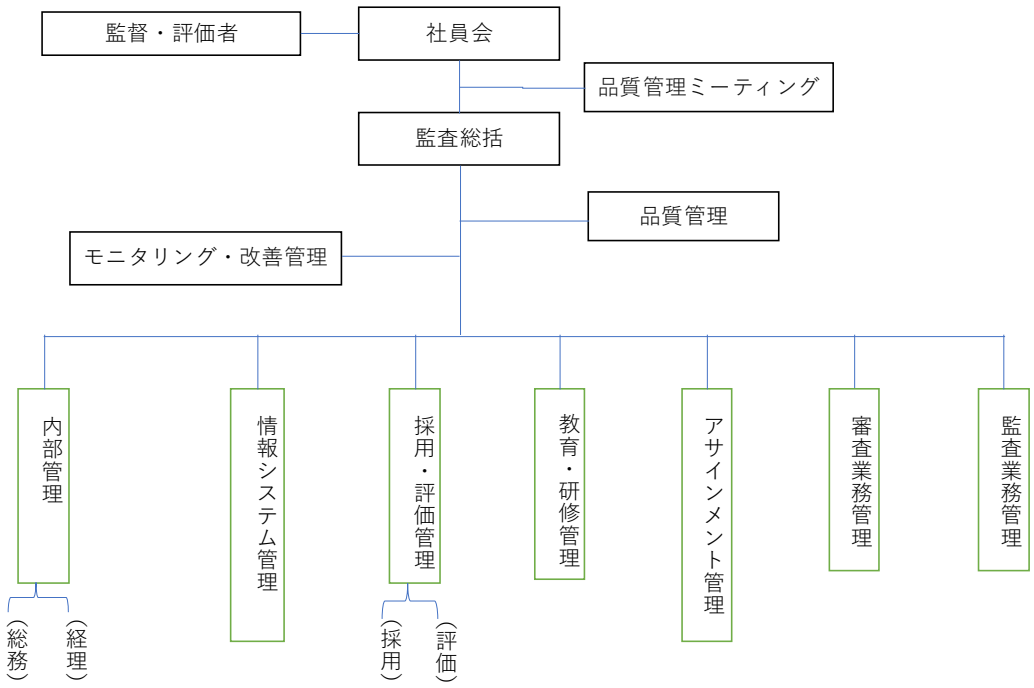

（社員会）

当法人における社員会は、最高意思決定機関であると同時に品質管理の核となる組織として位置付けております。

当該社員会には、独立性を有する第三者である監督・評価者が出席し、社員会の組織的かつ実効的運営に関する助言・提言を行うこととなっております。

株主その他の資本市場の参加者等との対話については当法人ホームページ等を通じて寄せられた意見を社員会で検討することとし、その検討においては、監督・評価者の企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を反映させ、組織的な運営の改善に努めることとしております。

（監督・評価者）

監督・評価者は、当法人及び当法人のクライアントと契約関係のない独立性を有する第三者であります。また、当該監督・評価者は弁護士・公認会計士であり、上場会社の役員を歴任し、企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を有していることから、組織的かつ実効的運営に関する助言・提言等は有意義なものと判断しております。

（監査総括）

監査総括は、社員会の方針及び決定に基づき当法人を代表し、業務執行を行っております。監査総括は、当法人の最高責任者であり、監査の品質管理について説明責任を負っております。

（品質管理）

品質管理担当は、品質管理システムの整備運用を統括し、品質管理システムの評価を行ない、品質管理システムに関する最高責任者となります。

（モニタリング・改善）

モニタリング・改善担当は、品質管理システムに関する日常的監視及び完了した監査業務の定期的な検証の計画及び実施を管理しております。

（品質管理ミーティング）

個々の監査業務に関する重要事項の自己点検状況のモニタリング、品質管理に係る不備事項発生の根本原因を含む原因究明、有効な改善策の検討、改善策の組織全体への浸透など、監査品質の向上のために全専門要員が一丸となり主体的かつ十分に取り組めるよう、社員会の直属の組織として品質管理ミーティングを設置しております。

品質管理ミーティングには、当法人及び当法人のクライアントと利害関係がなく独立性を有する第三者が出席しており、その品質管理にかかる知見を活用し、自由闊達な議論を行うことで品質管理ミーティングの実効性を確保しております。

当該第三者は、大手監査法人においてパートナーとしてレピュテーションリスクの責任者及び上場会社の役員を歴任し、他の中堅監査法人の品質管理に関する顧問を兼任するな

ど、監査に関する十分な知見を有していることから、当法人への品質管理にかかる助言・指導は有意義なものと判断しております。

(3) 人的基盤

（基本方針）

組織的に品質の高い監査を実施するためには、適切な専門要員の確保はもとより、計画的な人材育成や人事評価が重要であると認識しております。

クライアントの規模や監査リスクに対応するために必要とされる適性、能力、経験、求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に拡充するため、人事に関する方針又は手続を定めております。

（採用）

当法人では、職員の採用に関しては、公認会計士資格の有無にかかわらず、実務経験、IT などの専門知識、将来の社員登用の可能性などを考慮したうえでリファラル採用を行うとともに、必要であれば専門職の人材紹介会社との契約も含め、広く人材の確保を行っております。

また、品質管理の理解度が高く従事日数の多い非常勤職員をコア・メンバーとして選定し、将来の職員又は社員の候補者とすることで、監査の品質を意識した人的基盤の維持・拡大を図っております。

（人事評価制度）

当法人は、構成員の職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、社員及び監査職員評価マニュアルに従い年１回人事評価を行っております。

人事評価にあたっては、職業的懐疑心の保持及び発揮を含め、監査の品質管理を重視しております。

評価の結果は、専門職員へのフィードバックにより専門職員の成長につなげております。また、評価結果は、報酬及び登用に反映させることとしております。

（教育研修制度）

当法人は、高品質な監査を提供する上で専門要員に必要とされる適性や能力を維持し開発するための研修制度を設けております。不正リスク対応基準が適用される監査業務に関し、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう不正に関する研修を行っております。研修は、ディスカッション型の集合研修のほかｅラーニングの利用や当法人外のセミナーの受講など様々な形態で実施しております。

また、不正リスク対応基準が適用される監査業務に従事する専門要員には集合研修の出席を義務として定めております。

なお、監査品質の指標（AQI）として、集合研修の出席率及び当法人が指定したｅラーニングの履修率の目標値を定めております。

目標値は当法人の実態を踏まえ、集合研修の平均出席率を80%、当法人が指定したｅラーニングの平均履修率を80%としております。

2026年3月期の実績値は、集合研修の平均出席率が93%（前年度78%）、ｅラーニングの平均履修率が94%（前年度77%）であり、妥当な水準となっております。

(4) IT基盤

（情報セキュリティ）

IT テクノロジーは急速に進歩しており、業務の利便性を向上させています。一方で、サイバーセキュリティ上のリスクも高まっており、十分な対策を施す必要があります。当法人は、業務を遂行する上で、守秘義務の重要性を認識し、情報セキュリティの体制を構築、運用することが重要であると考えております。PC等のハードウェアに十分なセキュリティ対策を施すとともに、情報セキュリティ関連の規程等を整備し、周知し、遵守し、モニタリングすることで情報セキュリティ対策を図っております。

（IT化及び監査業務の効率化）

当法人は、守秘義務の重要性を認識しており、IT化は、従来から業務の効率化とともに情報漏洩防止を図る形で取り組んでまいりました。

業務に使用できるPCを当法人所有のものに限定し、クラウドサーバーへのアクセスにはID とパスワードに加えてデバイス認証を行う方針としております。また、PC にデータを残さないシステムや高機能なマルウェア対策ソフトを導入することで、情報漏洩の防止を図っております。さらに、メールサーバーへのアクセスにもデバイス認証を行うことで、セキュリティ対策を一層強化する方針としております。

クラウドサーバーのデータは、日々遠隔地のサーバーにバックアップを行うことで、ランサムウェア対策、自然災害やハードウェアのトラブル等によるデータ消失防止を図っております。

デジタルテクノロジーが社会に浸透し、急速に高度化していく状況下、監査業務におけるリスク評価やリスク対応にIT技法の利用を一層拡大していくことは必要であり、かつ重要なことであると認識しております。当法人では、今後ITのさらなる利用拡大を図るべく検討を進めております。また、電子調書保存システムの使用開始を予定しております。

(5) 財務基盤

現状では、当法人の品質管理レベルの最適化を図るため、品質管理基盤をより一層充実させるとともに、監査関与先を見直すことで対応を図りましたが、今後は、財務基盤をより強固なものとするため、着実に人材の拡充を図った上で、それに見合う監査関与先の獲得をしていく方針です。

また、非監査証明業務に関しても、会計監査に関連する幅広い知見や経験の獲得のため、監査証明業務に影響を及ぼさない限りにおいて拡大を図っていく方針です。

（報酬依存度）

特定の監査クライアントからの報酬依存度が高い状況は、監査品質に大きな影響を及ぼすこととなるため、当法人においては、「倫理規則」で求められている法人収入に占める特定の監査クライアントからの収入割合を 15%以下に抑えることを監査品質の指標（AQI）としております。

2026 年 3 月期において、報酬依存度 15%超の監査クライアントは 1 社（前年度は無し）ありますが、翌年には解消見込みであり、独立性を脅かすような状況はありません。

(6) 国際対応基盤

当法人は、グローバルネットワークへの加盟又は提携を行っておりません。したがって、当法人単独での業務実施では対応が困難な場合、監査業務の受嘱は行わない方針です。

しかしながら、当法人内において国際業務に対応できる人材の採用・育成を目指していきたいと考えております。

(7) その他

（通報制度）

当法人は、通報制度について品質管理規程に定めております。通報者が不当な取扱いを受けることなく申立てを行うことができるよう、内部および外部の通報を受け付ける窓口を設置しており、通報された事項について調査を行い、不備が発見された場合には、是正措置を講じることとしております。

（別紙）「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」（正式版）

監査法人が果たすべき役割	
原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
組織体制	
原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
業務運営	
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
透明性の確保	
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

当法人の取組状況

	指針	取組
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	高品質な監査を提供するために、事務所全体にその取組みが浸透するよう、研修実施の際には監査総括がトップの姿勢を繰り返して発信しております。 品質管理を向上させるために各品質管理担当社員を中心に監査品質の責任を果たすことで組織的な品質管理態勢を構築しております。 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 【経営理念】、【行動指針】 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 （ガバナンス及びリーダーシップ） をご参照ください。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	「企業倫理にかなった信頼と協業は大きな力を生む」を経営理念の礎とし、それを実践するための行動指針とともに専門要員に周知・徹底しております。 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 【経営理念】、【行動指針】 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 （ガバナンス及びリーダーシップ） をご参照ください。

	指針	取組
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	全ての専門要員に対して毎期実施する人事評価において、職業的懐疑心の保持及び発揮を含め、監査の品質管理にかかる業務の評価を重要な評価要素とするとともに、面接等により被評価者に対してフィードバックを実施しております。 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 （人事評価制度） をご参照ください。
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	行動指針に定めているとおり、積極的な議論を行う開放的な組織風土は極めて重要と考えており、研修等において自由闊達な議論、コミュニケーションの重要性を繰り返し説くとともに、社員会、品質管理ミーティング、監査現場のミーティングなどにおける自由な発言を奨励しております。 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 【行動指針】 をご参照ください。

	指針	取組
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	非監査証明業務は、会計監査業務に支障をきたさない程度において業務を行っております。また、監査業務の依頼人に対して非監査証明業務の同時提供を禁止しております。 兼業に関しては、社員及び職員（非常勤は除く。）に対して、兼業を認めておりません。副業に関しては、社員及び職員（非常勤は除く。）に対しては、通常業務の妨げとならない範囲において許可をしております。 監査業務にあたり、公認会計士である非常勤職員を活用していることから、非常勤職員については、自身のスキルアップが監査現場へフィードバックされることの有用性に鑑み、兼業・副業を認めております。 また、利益相反や独立性の懸念に対する方針と手続を定め、倫理規則等で定める独立性の規程を遵守していることを確認するため、毎年調査を実施しております。 2．経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 （職業倫理及び独立性） (3) 人的基盤 （基本方針） をご参照ください。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	グローバルネットワークへの加盟はしておりません。また、他の法人等との包括的な業務提携等に基づくグループ経営は行っておりません。 2．経営管理の状況等 (6) 国際対応基盤 をご参照ください。

	指針	取組
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	経営の意思決定機関として社員会を設置し、定期的に社員会を開催するとともに、機動的に臨時社員会が開催できる体制となっております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 をご参照ください。
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	監査の品質管理態勢を整備運用する責任は、品質管理担当社員が担っておりますが、重要な事項については、社員会で決定しております。 また、品質管理業務遂行に当たり、担当業務ごとに担当社員を選任し、社員間の連携を取りながら監査の品質管理態勢の変更の検討等を行っております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 をご参照ください。

	指針	取組
	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	監査上のリスクを把握するため、ヒアリング項目をリスト化し、経営者等とのコミュニケーションを適時に実施できる体制を整備しております。 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 【行動指針】 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 （情報と伝達） をご参照ください。
	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	組織的な運営においては、計画的な人材育成や人事評価が重要であると認識しており、そのための評価基準を整備しております。評価結果については、面談等を通じ各社員・専門職員に伝達し、それ以後の自己研鑽を目指しております。 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 （人事評価制度） （教育研修制度） をご参照ください。

	指針	取組
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討･整備	デジタルテクノロジーが社会に浸透し、急速に高度化していく状況下、監査業務におけるリスク評価やリスク対応に IT 技法の利用を一層拡大していくことは必要であり、かつ重要なことであると認識しております。当法人では、今後 IT のさらなる利用拡大を図るべく検討を進めております。また、電子調書保存システムの使用開始を予定しております。 2. 経営管理の状況等 (4) IT 基盤 をご参照ください。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	社員及び代表社員は、社員会の決議により選任され、経営機能を果たすべく、監査実務に精通していることや法人の組織的な運営を機能させることが可能な人員を選任しております。 法人を代表する監査総括については、リーダーシップを発揮できるトップとしての要素を勘案しております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 をご参照ください。
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人は、小規模監査法人であり、ガバナンスが有効に機能しやすい環境にあると考えます。したがって、経営から独立した機関は設けておりませんが、監督･評価者として、外部より有識者 1 名を招聘し、ガバナンスの強化を図っております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 （監督・評価者） をご参照ください。

	指針	取組
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	監督・評価者は、当法人及び当法人のクライアントと契約関係のない独立性を有する第三者であります。また、当該監督・評価者は弁護士・公認会計士であり、上場会社の役員を歴任し、企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を有していることから、組織的かつ実効的運営に関する助言・提言等は有意義なものと判断しております。 品質管理ミーティングには、当法人及び当法人のクライアントと利害関係がなく独立性を有する第三者が出席しており、その品質管理にかかる知見を活用し、自由闊達な議論を行うことで品質管理ミーティングの実効性を確保しております。 当該第三者は、大手監査法人においてパートナーとしてレピュテーションリスクの責任者及び上場会社の役員を歴任し、他の中堅監査法人の品質管理に関する顧問を兼任するなど、監査に関する十分な知見を有していることから、当法人への品質管理にかかる助言・指導は有意義なものと判断しております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 （監督・評価者） （品質管理ミーティング） をご参照ください。
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	

	指針	取組
	・経営機能の実効性向上に資する助言・提言	監督・評価者は弁護士・公認会計士であり、上場会社の役員を歴任し、企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を有していることから、社員会の組織的かつ実効的運営に関する助言・提言等は有意義なものと判断しております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 （監督・評価者） をご参照ください。
	・組織的な運営の実効性に関する評価への関与	監督・評価者は、企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を有していることから、社員会の組織的かつ実効的運営に関する有意義な助言・提言を通じて、組織的な運営の実効性に関する評価への関与を行っております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 （監督・評価者） をご参照ください。
	・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	監督・評価者は、企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を有していることから、社員会の組織的かつ実効的運営に関する有意義な助言・提言を通じて、経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与を行っております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 （監督・評価者） をご参照ください。

	指針	取組
	・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	監督・評価者は、企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を有していることから、社員会の組織的かつ実効的運営に関する有意義な助言・提言を通じて、当法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与を行っております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 （監督・評価者） をご参照ください。
	・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	監督・評価者は、企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を有していることから、社員会の組織的かつ実効的運営に関する有意義な助言・提言を通じて、内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与を行っております。 2. 経営管理の状況等 (7) その他 （通報制度） をご参照ください。
	・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	株主その他の資本市場の参加者等との対話については当法人ホームページ等を通じて寄せられた意見を社員会で検討することとし、その検討においては、監督・評価者の企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を反映させ、組織的な運営の改善に努めております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 （監督・評価者） をご参照ください。

	指針	取組
3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	監督・評価者が、社員会での審議・決議事項、報告事項を適切に把握できるよう、社員会開催前に適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる体制を整備しております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 （監督・評価者） をご参照ください。
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	高品質な監査を提供するために、事務所全体にその取組みが浸透するよう、研修実施の際には監査総括がトップの姿勢を繰り返して発信しております。 監査事務所の品質管理に関して品質管理担当社員が社員会に品質管理活動の報告を行っております。 品質管理に係る不備事項発生の根本原因を含む原因究明、有効な改善策の検討、改善策の組織全体への浸透について、法人全体が一丸となり主体的かつ十分に取り組めるよう、社員会の直属の下部組織として品質管理ミーティングを設置しております。 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 【行動指針】 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 （情報と伝達） (2) 組織・ガバナンス基盤 （社員会） （品質管理ミーティング） をご参照ください。

	指針	取組
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人的基盤の強化においては、法人全体の風土醸成、倫理観の醸成、情報セキュリティへの意識向上、必要知識の習得、専門家としての能力向上、不正リスクに対応するため職業的懐疑心の意識向上に努めております。 また、人事評価にあたっては、職業的懐疑心の適正な発揮を含め、監査の品質管理を重視しております。 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 （人事評価制度） をご参照ください。
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	社員及び代表社員は、社員会の決議により選任され、経営機能を果たすべく、監査実務に精通していることや法人の組織的な運営を機能させることが可能な人員を選任しております。 監査チームの編成にあたっては、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験に基づく配置を勘案し、監査責任者及びインチャージの選任は、アサインメント管理担当が検討し、社員会で承認しております。また、スタッフの配員は、インチャージが監査責任者と協議の上決定し、アサインメント管理担当が調整しております。 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 （監査業務の実施） （審査） をご参照ください。

	指針	取組
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	当法人は、経験を積んだ公認会計士を中心に構成されており、会計監査に関連する幅広い知見や経験を習得しております。 また、研修の一環として、当法人外のセミナーの受講も奨励し、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を設けております。 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 （教育研修制度） をご参照ください。
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	原則として毎期人事評価を実施しております。人事評価にあたっては、職業的懐疑心の適正な発揮を含め、監査の品質管理を重視しております。 評価の結果は、専門職員へのフィードバックにより専門職員の成長につなげていきたいと考えております。また、評価結果は、報酬及び登用に反映させることとしております。 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 （人事評価制度） をご参照ください。

	指針	取組
	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	当法人の研修として、ディスカッション型の集合研修のほかｅラーニングの利用や当法人外のセミナーの受講など様々な形態を実施しております。 専門要員には集合研修の出席を義務として定めております。 また、日本公認会計士協会の主催する継続的専門能力開発制度（CPD）においては、単位取得状況の確認を行ったうえで、履修達成を促しており、現行の監査業務に必要と考えられる研修については指定研修としております。 2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 （教育研修制度） をご参照ください。

	指針	取組
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査上のリスクを把握するため、ヒアリング項目をリスト化し、経営者等とのコミュニケーションを適時に実施しております。 行動指針である、「徹底的に議論を尽くせ」に基づき、監査チーム内やクライアントの CEO・CFO といった経営幹部及び監査役等と徹底的に議論することを重視しております。 また、地位や立場にしばられない自由闊達な議論により、企業実態や経営環境の正しい把握、監査リスクの識別及び共有化を可能とし、そのことで更に深度あるコミュニケーションが可能となるといった形で、監査品質の向上に向けた好循環が生まれると考えております。 1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 【行動指針】 2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 （情報と伝達） をご参照ください。

	指針	取組
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人は、通報制度について品質管理規程に定めております。通報者が不当な取扱いを受けることなく申立てを行うことができるよう、内部および外部の通報を受け付ける窓口を設置しており、通報された事項について調査を行い、不備が発見された場合には、是正措置を講じます。 2. 経営管理の状況等 (7) その他 （通報制度） をご参照ください。
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当法人における会計監査品質の向上に必要な 6 つの経営管理基盤（品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、人的基盤、IT 基盤、財務基盤、国際対応基盤）の内容と監査法人のガバナンス・コードへの対応状況を「監査品質に関する報告書」にとりまとめております。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 【経営理念】 をご参照ください。
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要 (1) 監査事務所の最高責任者からのメッセージ 【行動指針】 をご参照ください。

	指針	取組
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	当法人の中長期的に目指す姿や、会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報開示は、当法人のホームページ上で「監査品質に関する報告書」として発信します。 監査品質の指標（AQI）については、現状で①品質管理活動時間、②教育研修の出席率・履修率、③各監査クライアントの報酬依存度について目標値を定め、達成に注力しております。 (1) 品質管理基盤 （品質管理に関する責任） (3) 人的基盤 （教育研修制度） (5) 財務基盤 （報酬依存度） をご参照ください。
	・監査法人における品質管理システムの状況	2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 （品質管理システムの整備及び運用） をご参照ください。
	・経営機関等の構成や役割	2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 をご参照ください。
	・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 をご参照ください。
	・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 （職業倫理及び独立性） (5) 財務基盤 をご参照ください。

	指針	取組
	・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	2. 経営管理の状況等 (4) IT 基盤 をご参照ください。
	・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	2. 経営管理の状況等 (3) 人的基盤 をご参照ください。
	・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	2. 経営管理の状況等 (5) 財務基盤 をご参照ください。
	・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況については、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別して評価し、評価したリスクに適切に対応するためのリスク対応手続を立案し実施するために、構成単位の監査人の作業の範囲及び時期について明確なコミュニケーションを行い、その作業の結果を評価することを含め、グループ監査を通じて構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与することとしております。
	・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	2. 経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 (品質管理システムの評価) をご参照ください。
5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	当法人は、グローバルネットワークへの加盟及び他の法人等との包括的な業務提携等を行っていないため、該当ありません。

	指針	取組
	・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	同上
	・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	同上
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	同上
	・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	同上
5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	被監査会社とのコミュニケーションによって得られた意見、株主その他の資本市場の参加者等との対話については当法人ホームページ等を通じて寄せられた意見を社員会で検討することとし、その検討においては、監督・評価者の企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を反映させ、組織的な運営の改善に努めております。

	指針	取組
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	監査業務の品質が当法人の品質管理システムで定められた水準に適切に保たれていることを確かめるため、モニタリングを実施しております。当法人の状況変化に応じた品質目標の変更、品質リスクの識別と評価及び対応を図るため、モニタリング担当者が随時実施しております。 毎年3月末日を基準日として品質管理システムを評価し、不備が生じている場合には、適時に是正する方針です。評価結果は、社員会に報告され、監督・評価者の助言を受けることとしております。 2026年3月31日を評価基準日として当法人の品質管理システムの評価を実施した結果、品質管理システムに不備は識別されず、品質管理システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しております。 また、監査品質の指標（AQI）の達成状況を勘案した結果、全体として監査品質の向上に向けた取組みの実効性が確保されていると評価しております。 2．経営管理の状況等 (1) 品質管理基盤 (モニタリング及び改善プロセス) (品質管理システムの評価) をご参照ください。

	指針	取組
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	株主その他の資本市場の参加者等との対話については当法人ホームページ等を通じて寄せられた意見を社員会で検討することとし、その検討においては、監督・評価者の企業法務、会計・監査及び経営に関する知見を反映させ、組織的な運営の改善に努めることとしております。 2. 経営管理の状況等 (2) 組織・ガバナンス基盤 （社員会） をご参照ください。